

令和4年10月20日（木）
教育委員会学校人事課
義務教育人事係
内線：4593

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する 規則の一部を改正する規則の概要

学校人事課

1. 改正内容

群馬県公立学校等会計年度任用職員について、有給休暇に係る規則を一部改正する。

○改正の要点

- （1） 育児参加のための休暇について、取得期間を拡大する。（「出産の日後八週間を経過する日まで」を「出産の日以後一年を経過する日まで」に改める）

2. 施行期日

○公布日に施行し、改正後の規定は令和4年10月1日から適用する。